

## 自転車の「ながら運転」、酒気帯び運転が厳罰になります！

※令和6年11月23日までに施行されます(道交法の一部改正が5月24日に公布されたため)。

### 自転車の「ながら運転」

- スマホなどを手に持って通話する。
- スマホなどを手に持って画面を見続ける。

➡ 6月以下の懲役又は10万円以下の  
罰金

- 「ながら運転」をして交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合

➡ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



### 自転車の酒気帯び運転

- 従来は「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、法改正により、「酒気帯び運転」にも罰則が適用されます。

➡ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※「酒酔い運転」については、従来どおり「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」です。

